

保護者・地域のみなさまへ

徳島市教育委員会

## 教職員の働き方改革の推進についてのお願い

保護者・地域のみなさまには、日頃より徳島市の教育施策の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、学校へ求められる期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等の教職員の負担は増加しています。

本市においても、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況にあり、教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間を十分確保し、健康で生き生きと働くことにより、質の高い教育を提供し続けることができるよう、学校・保護者・地域と一体となって、教職員の働き方改革に取り組むことが求められています。

そこで、徳島市教育委員会では、令和元年10月「学校における働き方改革プラン」を策定し、次のような取組を行い、教職員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、効果的な教育活動を持続的に行うことのできる学校づくりを推進していきます。

これからも、子どもたちの豊かな学びと成長を支え続けるために、教職員の働き方改革の更なる推進に向けて、保護者・地域のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本プランの実施は、令和2年1月からといたします。

### □ 目標とする最終退校時刻の設定

教職員が退校時刻を意識して効率的に業務を進めることができるよう、原則として、目標とする最終退校時刻を「小学校は午後6時、中学校は午後7時」とします。ただし、緊急の生徒指導事案や進路指導関係等については、学校の実情に応じて臨機応変な対応とします。

### □ 電話対応時間帯の設定

令和2年1月より、勤務時間の適正化を図るため、電話対応する時間帯を設定します。令和元年10月～12月を周知期間とし、啓発用チラシ等を配布して、保護者や地域のみなさまの理解と協力を得られるよう努めていきます。

### □ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」の設定

来校者や電話連絡等が少ない夏季休業期間中に、年休取得等の推進を図るため、令和2年8月より「学校閉庁日」を設けます。期間は8月12日～15日を基本とします。原則として、児童生徒を登校させず、部活動は休養日とします。また、対外的な業務（電話対応等）は行いません。

### □ 部活動の適正化の推進（徳島市「運動部/文化部活動に関する方針」より）

教職員・生徒の心身の健康の維持と生徒の学習時間・余暇時間の確保のため「部活動の休養日」「活動時間の設定」の周知徹底に努めます。

○活動時間…1日の練習時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度

○休養日……週あたり2日（平日1日・土日原則1日）以上

※「徳島市教育委員会 学校における働き方改革プラン」より一部抜粋